定期監査結果報告の公表について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定により定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、同条第９項の規定により公表する。

令和８年１０月２９日

見附市監査委員　依　田　志　郎

同　　佐　野　統　康

１　監査の対象　　見附市教育委員会こども課の令和７年度の業務

２　監査の期間　　令和８年９月１８日から令和８年１０月１３日まで

３　監査の着眼点　　・法令に適しているか

・財務事務が正確に行われているか

・最少の経費で最大の効果を挙げているか

・組織及び運営の合理化に努めているか

４　監査の実施内容　　あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿等に基づき、関係職員の説明を求め、見附市監査基準に準拠し、関係諸帳簿類の照査を行い実施した。

５　監査の結果　　上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。